

告 示

埼玉県告示第千三百六十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人笑楽工房
- 三 代表者の氏名
平 子 照 雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父市浦山二千八十三番地五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ノーマライゼーションの理念を基本として、障害者等の社会自立と自己実現のために就労、訓練できる場所を提供する障害福祉サービス事業を行い、身体的・精神的・社会的に自立した生活が営めるよう支援することを目的とする。